

## 地方分権・広域連合対策特別委員会県外行政調査の概要

- 1 日 時 平成 24 年 6 月 15 日（金） 10:00～11:52
- 2 場 所 奈良県議会 議会運営委員会室
- 3 出席者 地方分権・広域連合対策特別委員会（9名）  
小寺委員長、柴田副委員長  
有村委員、岩佐委員、井阪委員、川島委員、生田委員、  
家森委員、薦田委員、谷委員  
奈良県議会広域行政調査特別委員会（8名）  
井岡委員長（自由民主党）、今井副委員長（日本共産党）  
小林委員（自由民主党）、尾崎委員（民主党）、藤野委員（民主党）、  
畠委員（公明党）、新谷委員（自由民主党）、梶川委員（なら元気クラブ）  
奈良県 平井 議会事務局長  
松谷 知事公室長  
青山 政策推進課長
- 4 調査事項 関西広域連合について  
概要説明および質疑応答  
奈良県議会広域行政調査特別委員会との意見交換

## 4 概 要

## (1) 概要説明（奈良県）

## ① 関西広域連合に参加して事業に取り組む場合のメリット、デメリットについて

○メリット

全くない

○デメリット

- ・ 行政が基礎自治体から遠くなる
- ・ 屋上屋を重ねる
- ・ 広域連合は組織として十分な権能がない
- ・ 責任と権限が不明確
- ・ 道州制を目指すのか、導入しないのか
- ・ 歴史的理

## ② 関西広域連合の運営や事業実施に対する評価について

○評価すべきことは全くない

- ・ 全て広域連携のできる事業
- ・ 行政事務の実績がない
- ・ 7分野の事業以外のことばかりしている

### ③国出先機関の丸ごと移管について

#### ○慎重に判断すべき

- ・国の責務として行う事務と、地方の事務として移譲すべき事務が精査できていない（事務の仕分けをせずに引き受けると国がすべき事務も広域連合で行うこととなる）
- ・調整機能に問題があり、検討もされていない
- ・地域のことは地域で決めたい
- ・基礎自治体の権限強化を第一に考えるべき

### ④広域行政の在り方について

#### ○県域を越えた連携

- ・県が主体的な判断を持って行動できる連携に取り組んでいる
- ・それぞれの県が自立した上でネットワークを築く

#### ○県内の連携

- ・奈良モデルの取り組み（基礎自治体の連携）  
県が市町村の力のない部分を補完していく  
市町村間でそれぞれ持っている機能を合理的に補完する

国出先機関の丸ごと移管を理由に関西広域連合構成府県からの加入への働き掛けについて、どのように思っているか。（滋賀県議会）

#### <奈良県>

- ・権限移譲は賛成で国に対しても主張している
- ・関西広域連合への権限移譲については構成府県で検討されるもの
- ・権限移譲は本来市町村にされるべきもの

## （２）奈良県議会広域行政調査特別委員会との意見交換

奈良県が関西広域連合に参加しない理由と奈良県議会の中で関西広域連合に参加すべきという意見を聞かせてください。（滋賀県議会）

#### （参加すべき）

- ・少なくとも近畿２府４県は歩調を合わすべき
- ・議員４４名中１４名が参加すべき  
（関西広域連合参加を検討する県議会議員連盟）
- ・参加して議論すべき

#### （参加しない）

- ・屋上屋を架すことになる
- ・道州制について、構成府県の首長の考え方が違うため、将来的な運営が見えてこない
- ・決定方法が曖昧

## その他

### <奈良県議会の意見>

- ・ 加入している滋賀県と加入していない奈良県の関西広域連合に対する考え方はほぼ同じ
- ・ 本来であれば7分野の事業を実施すべき
- ・ 関西広域連合と近畿ブロック知事会が曖昧
- ・ 関西広域連合委員会が突出しているのはいかなものか
- ・ 全会一致を原則とする連合委員会制度は維持するべき

### <滋賀県議会の意見>

(奈良県が加入しない理由について)

- ・ 奈良県が関西広域連合に加入しない理由は、大阪府中心であることへの懸念が非常に大きいという印象を持った
- ・ 関西広域連合に加入しなくても奈良県でやっていけるという自信がある

(奈良県の加入について)

- ・ 関西広域連合に加入して、誤った方向に行かないようにストップをかける大事なメンバー
- ・ 国出先機関の丸ごと移管があるとすれば、喉から手が出るほどほしいはず
- ・ 滋賀県、奈良県、和歌山県が協力して関西広域連合の中で発言権なり存在意義を高めていくべきである

(関西広域連合の運営等について)

- ・ 関西広域連合は首長の権限が強くなり、関西広域連合議会や構成府県の議会の権限が相対的に弱体化していく
- ・ 関西広域連合議会が議会としての機能が果たせているのか、これが地方分権の真の姿なのか疑問
- ・ 関西広域連合で知事の独走がでていることに不満を持っている
- ・ 関西広域連合は7分野以外の事業ばかりが突出しており、整合性がとれていないことに対する不満がある
- ・ 関西広域連合を脱退するには全ての構成府県が賛成しなければならないことを変えたい
- ・ 全会一致を原則とする連合委員会制度は絶対に崩してはならない

(広域行政の在り方)

- ・ 関西広域連合の1年間の動きを見て、広域連合の限界を感じている
- ・ 広域連合より道州制の方がすっきりする
- ・ 奈良県が関西広域連合に加入しない理由を克服しようとする道州制になる
- ・ 広域連合のよいところは府県を残すことで、道州制は県民との距離が離れる

# 関西広域連合議会の設立に関する主な論点

－ 設立時の特別委員会の議論（H21～22） －

## 構成府県間の利害の対立をどのように調整し、調和を図っていくのか。

- ・ 第三者である国が担ってきた府県間の利害調整を、当事者たる府県が公平な形で実現することは困難なのではないか。例えば、箇所付けはどうするのか。
- ・ 知事の全会一致による合議制は、規約で定められたものではなく、知事間の申合せによるものであり、将来にわたってうまく機能するのか。
- ・ 結局は、資本の投下が大都市偏重になり、地域間格差が一層拡大するのではないか。
- ・ これらの問題を解決しようとするれば、広域連合では中途半端であり、道州制の導入に行き着くのではないか。

## 執行機関に対する県議会の監視機能をどのように考えるのか。

- ・ 構成府県の事務、権限が関西広域連合に移ることによって、知事等の執行機関に対する県議会の監視が及ばなくなる。
- ・ 広域連合の設立によって知事の権限が強大化し、それを監視する議会の機能が相対的に弱体化するのではないか。

## 広域連合議会が十分機能できるだけの組織体制が整備されているのか。

- ・ 各府県数人程度の定員と人口割りにより選出された連合議員で、関西全体の発展を考えた実質的な議論と府県益の調整が期待できるのか。
- ・ 現実に、他の広域連合や一部事務組合ではうまく機能しているとは言えない実態があるのではないか。
- ・ 広域連合議会の組織が貧弱であり、御用議会化するおそれがあるのではないか。

## 広域連合に参加する場合の形態について、どのように考えるのか。

- ・全分野へのフル参加とメリットのある分野に限った部分参加との選択について、どのように考えるのか。

**広域連合に参加した後に、本県が方向転換することは可能か。**

- ・途中から部分参加に転換すること（メリットのない分野からの撤退）は可能か。
- ・手続が厳格で脱退が事実上不可能な広域連合に参加すれば、引き返せなくなるのではないか。

**広域連合でなければ実現できない政策目標はあるのか。  
より効率的、効果的に達成できる手段があるのではないか。**

- ・これまでの府県間の広域連携で十分対応可能なのではないか。
- ・広域連合の設立は、屋上屋を重ね、国、広域連合、都道府県、市町村という非効率な4層構造を作ることになるのではないか。
- ・国の出先機関の事務、権限の移譲は、奈良県が参加しなければ実現不可能ではないか。

**中部圏や北陸圏との今後の関係をどのように考えるのか。**

- ・関西広域連合への参加については、中部圏広域連合や北陸広域連合の設立の可能性も議論した上で、戦略的に検討する必要があるのではないか。

**議論が拙速ではないかという批判をどのように考えるのか。**

- ・参加する場合のメリットとデメリットの比較衡量、事業効果や費用対効果の検証といった判断材料が示されない中では、議論ができない。
- ・市町や県民への説明と意見の聴取が不十分ではないか。
- ・道州制に対する知事の考え方が異なっているが、その議論を棚上げにして広域連合の設立を進めることをどう考えるか。
- ・議論が煮詰まっていないにも関わらず、設立に向けたスケジュールが先走っているのではないか。

議第121号関西広域連合規約につき議決を求めることについて  
に対する附帯決議

知事は、関西広域連合が設立されるに当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 受益が中心部に偏ることなく、各府県の参加と個性を生かし、関西圏全体の発展に資する施策および事業を展開すること。
- 2 関西広域連合の設立後においても、引き続き福井県、岐阜県、三重県との連携を深め、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点という地理的優位性を生かした施策を一層推進すること。
- 3 関西広域連合による事業を推進するに当たっては、これまでの委員会が出された意見を踏まえ、適切にこれを反映させていくこと。

とりわけ、本県におけるドクターヘリを利用した救急医療体制の在り方については、関西広域連合の設立後2年以内をめどに、広域連合によるドクターヘリの配置・運航の状況とその効果を検証し、その結果に基づいて、まずは県による単独導入、そして中部・北陸圏との共同運航を含め、最善の運航形態となるよう、必要な見直しを加えること。

平成22年10月7日

地方分権・行財政対策特別委員会

## 決議第4号

### 関西広域連合規約第4条第1項第9号に規定する事務に係る 広域連合議会および府県議会との連携の強化に関する決議

関西広域連合の処理する事務については、関西広域連合規約第4条第1項第1号から第8号に定められている、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許等、職員研修の7つの分野の広域事務と、第9号に掲げられている「前各号に掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務」に大別される。

関西広域連合委員会においては、この第9号の規定に基づき、新たな広域課題に臨機応変に対応していくことも関西広域連合の重要な役割であり、連合事務を超えるものでもなく、関西全体の発展のために有意義なことと認識されている。

しかし、関西広域連合の事務は基本的には7分野に限定されており、第9号に規定する新たな広域課題への対応は例外的なものと解すべきであり、かつ、その対応には、関西広域連合議会の議事機関としての政策決定機能と執行機関に対する監視・評価機能が十分に発揮されなければならない。

また、各府県の利害の調整が必要な事務の処理に際しては、各府県議会の意思が最も重視されるべきである。

よって、広域連合委員会と広域連合議会におかれては、今後、二元代表制の下、車の両輪として相互に連携を密にし、お互いの了解の下に議論を深めるとともに、構成各府県議会の意思の尊重と連携の強化を図られるよう強く求める。

以上決議する。

平成23年12月21日